

鎌ヶ谷市自治会連合協議会役員選出方法に関する規程

(趣旨)

第1条 鎌ヶ谷市自治会連合協議会規約第29条に基づき、同規約第10条に定める役員の選出について必要な事項を定めるものとする。

(役員を選出方法)

第2条 会長の選出方法は、次に定めるところによる。

(1) 総務会は、通常隔年で行われる役員改選(2年任期)に際し、原則として12月から2月理事会までに役員候補者の選出をするため、役員選考委員を兼ねる。また、総務会は、役員の選出手順を定め、告知する。

(2) 総務会は、現年度役員の任期満了後における役員候補者について審議の上、役員候補者を選出し、理事会に上程する。

(3) 総務会における役員候補者の選出は、同会の出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(4) 役員候補者(会長)は、理事会において理事の中から自薦、推薦(本人の承諾が必要)又は総務会の推薦した者から選出するものとし、選出に際しては無記名の投票による。

(遵守事項)

第3条 総務会は、役員候補者の氏名並びに選考経緯について理事会に議案を上程するまでの間、守秘義務を負うものとする。

(委任)

第4条 役員候補者の選出にあたって、緊急の事案もしくは疑義が生じたときは、その対応について、理事会に上程する前で総務会において会議ができない場合は、理事会の協議により決することができる。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の議を経て定める。

附 則

この規程は、令和7年1月8日から施行する。